

今日の午前中は出張で、神戸市立の小・中・高・義務教育学校・当別支援学校の校長が出席する文部科学省による『いじめ問題に関する行政説明会』に参加しました。

概要は

- ・ いじめの定義、認知
- ・ いじめへの（組織的）対応
- ・ いじめ重大事態
- ・ 未然防止

でした。

いじめは、平成 25 年に成立した『いじめ防止対策推進法』の法律に基づいて定義されています。それまでは、いじめとは

～平成 17 年度・・・自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

平成 18 年度～・・・該当児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

となっていました。平成 25 年度に成立した『いじめ防止対策推進法』以降の定義は

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

となりました。これにより、学校としても『いじめ』に関してはアンテナをより高く張り、子供たちの実態をしっかりと把握するよう努めています。神戸市においても、学校における『いじめ』の認知件数は年々増えています。これは、『いじめ』の実態が増えているのではなく、『いじめ』に関して「するをゆるさず されるをせめず 第3者なし」の神戸市いじめ指導 3 原則に則り、子供たちに悲しい思いをさせないという強い気持ちをもって取り組んでいる結果だと思っています。今日の説明会においても『いじめの認知件数が増えているということは、いじめに向き合い、支援している件数が増えているということです。』と話していました。これからも、積極的に認知することで、『いじめ見逃しゼロ』を意識していきたいと考えます。そして、できるだけ早い段階で対応ができるように心がけていきたいと思っています。

子供たちが楽しく、いきいきと毎日の学校生活が過ごせるように、教職員が一丸となって、組織的に対応していきます。保護者様とともに、『子供のために』を念頭に置いて。